

令和7年度 第3回 大分市自転車活用推進協議会 議事要旨

1. 日 時 令和7年11月5日（水）14時00分～15時10分

2. 場 所 大分市役所 本庁8階 大会議室

3. 出席者 別紙参照

4. 議 事

（情報提供） 「自転車ルールブック」について

（1） 「第2次大分市自転車活用推進計画」（変更素案）第7章について

（2） 「第2次大分市自転車活用推進計画」（変更素案）その他見直しについて

5. その他

<議事要旨>

(情報提供)：「自転車ルールブック」について

番号	発言要旨	回答要旨
1	【大分東警察署】 情報提供 警察庁ホームページ公表の「自転車ルールブック概要資料」について説明	—
2	【委員】 最近、外国の方も自転車に乗っているのをよく見かける。外国の方に対する青切符導入に関する周知はどのように行っているか。	【大分東警察署】 周知については、まず、警察庁が「自転車ルールブック」等をホームページ等で公表することにより行っている。署単位では交通安全講話などを通じて周知を実施している。
3	【委員】 外国の方も青切符の対象となるか。	【大分東警察署】 対象となる。
4	【委員】 自転車で違反を犯した場合に、自動車の運転免許を持っている方は違反点数の対象となるのか。	【大分東警察署】 あくまで自転車での違反となるため、自動車の運転免許における違反点数の対象とならない。
5	【委員】 「自転車ルールブック概要資料」の「構成」の④に、「運転免許の停止」とあるが、何の運転免許を指しているのか。	【大分東警察署】 自動車の運転免許を指している。 この「運転免許の停止」は違反点数による運転免許の停止とは別の考え方、で、「危険性帯有」という考え方である。例えば、あおり運転など、その内容が自転車の運転だけでなく、自動車の運転においても他者に危険を及ぼす可能性が考えられる場合には、自動車の運転免許の停止を行う場合がある。

議事（１）「第２次大分市自転車活用推進計画」（変更素案）第７章について

番号	発言要旨	回答要旨
1	【委員】 矢羽根の設置基準の変更についての説明があったが、今の矢羽根の設置基準とはどのようなものか、教えていただきたい。	【事務局】 現在、矢羽根については「矢羽根+白矢印+自転車マーク+矢羽根」の４つのサインを１つのセットとして、交差点の前後及び交差点間の中間部に誘導サインを設置している。 変更後は、交差点の前後においては最後尾の矢羽根を設置しないものとし、「矢羽根+白矢印+自転車マーク」の３つのサインを１つのセットとし、配置することとしている。中間部においては矢羽根のみを３０ｍ以内の間隔で設置するものとする。
2	【委員】 自転車が通れるような広い歩道が整備されている道路にも矢羽根が整備されているケースもある。私自身、自転車に乗っていて矢羽根の設置されている車道を走りたくない、できれば歩道を走りたい、という状況も多々ある。 道路に矢羽根を設置するか、否か、という選定基準はどのようなものか。	【事務局】 資料１－１のＰ８６に、国と警察庁が合同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく選定の基本的な考え方を示している。自動車の速度の目安が５０km/h超、つまり、制限速度が６０km/hの路線の場合には「自転車道」となり、制限速度が４０km/h以下、かつ、自動車交通量が４０００台/日以下の路線の場合には「車道混在」（矢羽根）による整備となる。そしてそれ以外の場合には「自転車専用通行帯」による整備となる。 整備を実施する路線の選定については、今回、高校・駅周辺、といったところについて主に整備を進めることとしており、昨年度、高校へのアンケート実施し、歩行者と自転車の交錯などの危険があると回答のあった路線等を中心に選定を行った。

議事（２）「第２次大分市自転車活用推進計画」（変更素案）その他見直しについて

番号	発言要旨	回答要旨
1	—	—

その他

番号	発言要旨	回答要旨
1	【委員】 大分市の中心部について、「自転車で来にくい街だ」「バイシクルフレンドリータウンではない」「なぜ自転車で行くことができないのか」、という声を聴くことがある。 大分市はシェアサイクルのポートについてはしっかりと確保されているものの、一般の駐輪場が集約されており、飲食店などの行きたい所から離れている、という状況が生まれている。一般の駐輪場をスポット的に確保したいといった場合には、自分たちで場所を確保しなさい、と言われる。例えば、駅前の国道１０号にはシェアサイクルのポートがあるが、まだ広いスペースがある。有料にすべきだとは思いますが、あのような便利な場所に、一般の駐輪場も設置できるよう、国等と協議いただきたい。 今までは、駐輪場をどこかに集約して設置するという考え方であったかと思うが、その考え方を切り替えていただければと思う。	【会長】 スポット的な駐輪場の整備については、用地の問題ももちろんあるが、街中をできるだけ歩いていただきたい、といった思いもある。これまで駐輪場の整備を計画的に進めてきたが、隅々まで行き届いていない部分はあるかと思う。シェアサイクルについても、ポートを確保するのに苦労している。 難しい問題ではあるが、今後も商店街の方々にご意見を頂き、参考にさせていただきたい。
2	【委員】意見 私も自転車に乗っており、街中などでちょっと自転車を止められたらいいな、と思うことがある。県外	—

	で喫茶店などにバイクスタンドが置いてあるのを見ると、このお店に入ってみようかな、という思いになる。 大分市の街中にバイクスタンドを置く、というのも、バイシクルフレンドリータウンに向けた一つの方法ではないかと思う。	
3	【委員】 バイクスタンドやバイクラックがお店の軒先にあるだけで変わってくる。しまなみ海道を走られたことがある方はわかると思うが、今治から尾道まで、ほぼ全ての店先にバイクラックが置いてあり、広島県と愛媛県にまたがって同じ取組をしている。自転車に乗っている人のことを考えていると感じる。 自転車活用推進においては、インフラの整備だけでなく、バイクラックなどのソフト面の施策についても、各関係課が連携して自転車の事業を進めていただきたい。	【事務局】 自転車活用推進計画については、都市交通対策課や観光課以外にも市役所の色々な関係各課が自転車に対する課題に対して各施策を進めている。今後も関係各課と連携しながら、取組を進めていきたい。
4	【委員】 市民からすると、青切符による取締まりは大きなことである。この協議会では、市民の皆さんにいかに正しく、安全に自転車を利用していただくか、その周知の方法等について各関係機関が協議していくことが重要である。 警察庁ホームページの「自転車ルールブック」を見てみると、内容も丁寧に書いてあるが、これらについて、市では、今後どのように周知を行うのか、青切符に対してどのような対応を考えているかお聞きしたい。	【事務局】 市においては関係課が市ホームページにて青切符に関する周知、警察庁へのリンク掲載等を行っている。 また、前回協議会において警察署から青切符に関する広報チラシについてご説明頂いたが、そのチラシを啓発活動にて配布するなど、提供いただいた資料等を活用しながら、周知に取り組んでいる。 ルールの内容の周知については、関係部署と連携しながら、今後進めていきたい。

5	【委員】 正しいルールの周知・徹底が重要である。しかし、情報が無ければ親が子供へ指導することも難しい。 今は情報を得る方法として、ほとんどの方がスマートフォンを利用している。市について検索したときに青切符に関する情報を見つけ易いように工夫したり、公式SNSなどにも情報が表示されるようになると良いのではないかな。 小学生から正しいルールを周知し、高校生になっても違反をしないよう、こういった啓発活動は継続して行ってもらいたい。	【事務局】 市民部とも連携し、公式のSNSなど、使えるツールを活用しながら、周知に努めていきたい。 【委員】 大分県警においても、SNSを活用し「湯～チャリ」などの広報を行っている。 「湯～チャリ」については、交通ルールをクイズ形式で学習できる、非常に分かりやすいサイトとなっているため、スマホ等でぜひ利用いただきたい。学校関係の会議などにおいても、利用のお願いをしているところであるが、あまり利用が伸びていないのが現状である。 今後も、市や関係機関と連携し、周知を図っていきたい。
6	【委員】意見 自転車の利用推進を考えるうえで、車に乗る方主体で話が進んでおり、少し観点がずれているように感じる。主体となるのは自転車に乗る人である。自転車利用者の視点で考えていかないと、どんどん規制だけが厳しくなっていくこととなる。 大分は地形的にも自転車の乗りやすい地域である。自転車をどんどん活用いただきたいが、もう少し自転車利用者の視点に立った、発想の転換が必要ではないかと感じた。	—
7	【委員】意見 青切符の話もそうだが、今、自転車に乗る事に対して恐怖心を覚えている方が多い。 「飲酒運転」や「ながらスマホ」はもってのほかだが、あれはダメ、	—

	これはダメ、というのが先行し、自転車に対するモチベーションはかなり下がっているのが実情である。20年前と比べると、国内の自転車販売数は約1/3となっている。規制強化については、仕方がない部分もあるが、都会で発生しているスポーツバイクなどの無謀な運転や事故等の責任を、地方が被っているような状況もある。 こうすれば安心して自転車に乗れるんですよ、といった、もう少しポジティブな発信をしてもらいたい。そのように発信しているつもりはないと思うが、あれもダメこれもダメ、大変な目に合う、というふうに市民に受け止められているのが実情ではないか。	
--	---	--